

【商 法】

【第1問】（会社法Ⅰ）

次の文章を読んで、後記の〔設問〕に答えなさい。

1. 会社法上の公開会社であり、監査役会設置会社である甲株式会社（以下「甲社」という。）では、取締役の報酬等の額について、株主総会の決議によって定められた報酬等の総額の最高限度額が定められていた。また、実際の報酬支給については、当該最高限度額の範囲内で、取締役会の決議によって定められた取締役報酬規程に基づき、各取締役の支給額の決定を代表取締役に一任する運用がされていた。
2. 令和2年7月に甲社の代表取締役副社長に就任したAには、上記最高限度額の範囲内で月額150万円の報酬が支給されていた。Aは、その経営能力が評価され、別業種の他社から引き抜かれて甲社の副社長に抜擢されており、その就任時において取締役の報酬支給に係る上記の運用につき説明を受けたが、Aは上記の運用の対象外である旨を告げられていた。
3. その後、甲社では、Aが担当していた新規事業が失敗に終わり、資本提携先から業務執行取締役を迎える必要も生じたことから、令和3年6月に開催された定例取締役会において、Aを代表取締役副社長から解職し、非常勤の取締役に降格させることが決議された。また、同取締役会において、Aの報酬額を月額30万円に減額する旨の議案が提出され、Aは反対したものの、他の取締役の賛成により同議案は可決された。なお、上記の運用によれば、非常勤の取締役の報酬額は月額50万円とされていた。

〔設問〕

Aの報酬の額を減額する旨の上記3の定例取締役会の決議の後、Aは、甲社に対し、どのような金額の報酬の支給を請求することができるかについて論じなさい。

【第2問】（会社法Ⅱ）

次の文章を読んで、後記の【設問】に答えなさい。

1. B株式会社（以下「B社」という。）は、監査役会設置会社であり、金融商品取引所にその発行する株式を上場しているが、種類株式発行会社ではない。C株式会社（以下「C社」という。）は、監査役会設置会社であり、非上場会社であるが、種類株式発行会社ではない。B社は、C社の総株主の議決権の70%を保有していた。
2. B社とC社は、グループ経営の効率化を図るために、B社を完全親会社、C社を完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行うことを計画し、令和3年4月20日、本件株式交換に係る契約（以下「本件契約」という。）を締結した。本件契約においては、C社株式1株につき、本件株式交換の対価として現金1千円を交付すること等が定められていた。
3. Xは、令和2年2月以降、C社株式1万株を保有しており、その議決権数は100個である。Xは、令和3年5月、中立的な専門機関が合理的な方法によって算定したC社株式の評価額が1株当たり2千円であったことを知り、本件株式交換の対価は著しく不当であると主張して本件株式交換に反対する旨をC社に通知した。
4. 令和3年6月20日、C社の臨時株主総会において、本件契約の承認に関する議案が審議され、Xは反対したものの、B社が賛成したため、同議案は可決された。また、同日、B社の臨時株主総会において、本件契約を承認する議案が適法に可決された。

【設問】

- (1) Xは、本件株式交換の効力発生前において、本件株式交換の効力発生を阻止するために、会社法上、どのような主張をすることができるかについて論じなさい。
- (2) 本件株式交換の効力発生により、自己に経済的な不利益が生じることに強い不満を感じているXが、その経済的保障を求めるために会社法上採り得る手段及びその手続について論じなさい。なお、本件株式交換の無効主張又は損害賠償を請求するという手段については、論じなくてよい。

※【第1問】と【第2問】は独立した問題であり、解答用紙の記入に際しては、【第1問】、【第2問】と見出しをつけて記入しなさい。